



(4) 施設管理関係

スキー場の施設、附属施設の維持管理のために必要な下記作業を行うこと。

また、維持管理に必要な機材、薬品、修繕用消耗品等を用意し使用するとともに、協定に基づく修繕を行うなど、適切な施設の維持管理に努めること。

※平成18年8月24日付け建指号外の通知により、秋田市所有の建築物等の定期点検が義務づけられているため、別紙チェックシートにより定期点検を実施すること。

① ゲレンデ除草

・ゲレンデ全部：2回除草（急傾斜地は1回）

| 作業項目             | 面積 (㎡)  |
|------------------|---------|
| 機械除草(刈り幅120cm程度) | 164,275 |
| 刈払機除草(肩掛け式)急傾斜地  | 9,300   |

・オーパスプラザ前2回除草

| 作業項目 | 面積 (㎡) |
|------|--------|
| 機械除草 | 27,460 |

・リフト下部1回草刈り

| 作業項目         | 面積 (㎡) |
|--------------|--------|
| 刈払機草刈り(肩掛け式) | 28,610 |

② ゲレンデ清掃(缶、吸い殻等)

| 面積 (㎡) | ゲレンデおよびリフト下部 | 202,185 |
|--------|--------------|---------|
| 回数     | 他の作業と併せて実施する |         |

③ 側溝清掃・集水桝清掃(泥上げ等)

|          |      |       |
|----------|------|-------|
| 側溝清掃(m)  | 1回/年 | 4,166 |
| 集水桝清掃(基) | 1回/年 | 45    |

④ 車両および施設点検整備

スノーモービルシーズン前点検整備

スノーモービルを安全に運行できるようシーズン前に点検整備すること。

人工降雪用ポンプ点検整備

人工降雪用ポンプが安全に稼働できるようシーズン前に点検整備すること。

⑤ 索道施設関係修繕に必要な消耗品等の購入

(リフト部品など索道施設等の修繕に必要な部品など)

⑥ 修繕費

| 項目     |           |
|--------|-----------|
| 内<br>訳 | リフト機械設備修繕 |
|        | リフト電気設備修繕 |
|        | スキー場施設修繕  |
|        | 車両設備修繕等   |

⑦ 第1クワッド・第2・3ペアリフト搬器点検取付け・取り外し

施設の保守点検を下記のとおり行うこととする。なお、専門的な技術を要するものであるため、第三者への委託する場合は、事前に市の承認をとって再委託すること。

|  |  |
|--|--|
| 委託名  | 秋田市太平山スキー場リフト保守点検  |
| 委託箇所   | 秋田市太平山スキー場   |
| 委託概要   | 鉄道事業法および索道省令に基づくリフト(索道施設)の点検管理                                     |
| 委託内容   | リフト本体および付帯設備の点検  |
| 設備概要   | (1)自動循環式特殊索道:第1クワッドリフト   |
|  | (2)固定循環式特殊索道:第2ペアリフト   |
|  | (3)固定循環式特殊索道:第3ペアリフト   |
| 委託名  | 自家用電気工作物保安管理業務   |
| 委託箇所   | 秋田市太平山スキー場、太平山リゾート公園休憩所(オーバースプラザ)および駐車場、新オートキャンプ場                  |
| 委託概要   | 電気事業法に基づく自家用電気工作物の高圧電力受電設備の適切な保安管理を実施するもの。                         |
| 委託内容   | ①受電設備、②配電設備、③電気使用場所の設備、④非常用予備発電装置(休憩所および駐車場のみ)、⑤蓄電池設備(休憩所および駐車場のみ) |
| 設備概要   | ・秋田市太平山スキー場  |
|  | (1)需要設備 容量950kVA 電圧6, 600V   |
|  | ・新オートキャンプ場   |
|  | (1)需要設備 容量170kVA 電圧6, 600V   |
|  | ・カドム・展望風呂付大広間  |
|  | (1)需要設備 容量1, 350kVA 電圧6, 600V (2)非常用予備発電装置 容量200kVA 電圧210V         |
| ・太平山リゾート公園休憩所および駐車場                                    |  |
| (1)需要設備 容量130kVA 電圧6, 600V (2)非常用予備発電装置 容量20kVA 電圧200V |  |

#### (5) 一般管理費関係

スキー場運営のために必要な事項を、以下のとおり実施すること。なお、実施にあたっては市と事前に協議して実施することとする。

- ① 施設維持管理機器 …… 施設の維持管理に必要な機器をリースし用意すること。
- ・自動体外式除細動器(AED)1台(オーバースプラザ内に必ず設置すること) シーズン中設置、それ以外はグラウンド・ゴルフ場に置くこと。
  - ・スノーモービル3台
  - ・サンキッド監視小屋
  - ・喫煙室
  - ・分煙機テーブル型 1基(必要なメンテナンスも行うこと)
  - ・リフト券発券機(保守管理等含む)
- ② 保険関係 …… 必要な保険に加入すること。(スキー場施設賠償保険、託児保険等)
- ③ 負担金 …… 東北索道協会および同秋田地区部会
- ④ 放送関係 …… スキー場営業期間中、有線放送をゲレンデおよびオーバースプラザ内に放送し、来場者サービスに努めること。

#### (6) 光熱水費等

施設運営で使用した下記光熱水費等は、各事業者等からの請求に基づき、受託者が遅滞なく支払うこと。

| 項目   | 適用        |
|------|-----------|
| 電気料金 | 高圧電力、低圧電力 |
| 燃料費  | 免税軽油      |
| 電話料金 | 4回線       |

※なお、リゾート公園休憩所(オーバースプラザ)の光熱水費は、市が負担するものとし、事務室や厨房として受託者が使用している部分の光熱水費については、市の請求に基づき、遅滞なく支払うこと。

## 2 クアドーム・展望風呂付大広間関係

クアドーム・展望風呂付大広間(以下「クアドーム」という。)の管理運営業務の実施にあたっては、秋田市都市公園条例および秋田市都市公園条例施行規則の規定を遵守して実施するものとする。  
プールの安全管理については「プールの安全標準指針」(文部科学省・国土交通省)、「秋田市遊泳用プール衛生管理要綱」に基づき適切に行うこと。

### (1) 利用期間、利用時間

利用期間は通年とし、利用時間は午前10時から午後8時までとする。  
なお、あらかじめ市長の承認を得て、利用期間および利用時間を変更することができる。  
(秋田市都市公園条例施行規則第10条および別表第2)

### (2) 人員関係

クアドーム施設の管理運営に必要な人員を配置し、以下に定める業務を行う。  
総務・販売促進業務の範囲は公園全体およびスキー場を含むものとする。

- |               |   |
|---------------|---|
| ① 正面フロント業務    | …… 受付、案内、忘れ物対応、電話対応、検温対応、その他雑務等   |
| ② 展望風呂側フロント業務 | …… 受付、案内、忘れ物対応、電話対応、検温対応、その他雑務等   |
| ③ 大広間休憩所管理業務  | …… お茶道具、給湯などの準備・後片付け、清掃等  |
| ④ プール監視業務     | …… プール室内(夏期屋外も含む)の監視・救護、営業時間前後の点検・清掃附帯業務等   |
| ⑤ 健康機器        | …… 機器管理(プール監視業務に含む)   |
| ⑥ 清掃業務        | …… 館内清掃、浴室清掃、喫煙所清掃等 休館日メンテ期間重点清掃  |
| ⑦ 施設保守管理業務    | …… 機械設備等の運転・点検・保守管理、建物等管理、水質管理、修繕、施設周辺の除雪等<br>(源泉施設を含む)<br>※スキー場索道施設関係を除く公園内の施設を業務の範囲とする。 |
| ⑧ 駐車場整理業務     | …… 駐車場整理、誘導、施設周辺の除雪等  |
| ⑨ 総務・販売促進業務   | …… 連絡調整、報告書等作成、リーフレット作成等  |
| ⑩ その他         | …… その他管理運営に必要となる業務  |

### (3) 営業消耗品関係

営業に必要な消耗品、施設の維持管理に必要な消耗品を用意し利用者に提供する。

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| ① 館内清掃関係消耗品  | …… 清掃用具、ワックス、洗剤等            |
| ② 浴室関係消耗品類   | …… 浴室石鹸、清掃用洗剤、ヘアードライヤー、扇風機等 |
| ③ トイレ関係消耗品類  | …… トイレトペーパー、ペーパータオル、石鹸等     |
| ④ 応急処置用医薬品   | …… 傷消毒剤、カットバン、カット綿、軟膏等      |
| ⑤ その他施設関係消耗品 | …… リストバンド・健康機器等消耗品等         |

(4) 販売促進関係

施設が広く市民に利用されるよう、広く施設を紹介することにより、施設利用の促進を図ること。なお、クアドーム関係に分類するが、実際はクアドームに限らず公園全体およびスキー場を対象とする。

- ① 広告宣伝 …… 秋田市の施設であるリゾート公園とスキー場および植物園が広く利用されるよう、施設のPRをすること。  
リーフレットの内容については、事前に市の担当者と十分協議すること。

| 広告媒体    | 内容          | 数量     | 単位 | 備 考                        |
|---------|-------------|--------|----|----------------------------|
| サインージ広告 | デジタル        | 1      | 式  |                            |
| リーフレット  | リーフレット作成・配布 | 20,000 | 部  | リゾート公園とクアドームを合わせたリーフレットを作成 |
| リーフレット  | リーフレット作成・配布 | 8,000  | 部  | スキー場のリーフレットの作成             |
| リーフレット  | リーフレット作成・配布 | 2,000  | 部  | 植物園のリーフレットの作成              |
| HP等運用経費 | サーバホスティング代等 | 1      | 式  |                            |

(5) 施設管理関係

クアドームの施設の維持管理のために必要な保守点検は、法定点検はもちろん、自主点検も含め、下記回数以上行うこと。  
また、維持管理に必要な機材、薬品、修繕用消耗品等を用意使用するとともに、協定に基づく修繕を行うなど、適切な施設の維持管理に努めること。  
※平成18年8月24日付け建指号外の通知により、秋田市所有の建築物等の定期点検が義務づけられているため、別紙チェックシートにより定期点検を実施すること。

①設備保守管理

| 区 分             | 業務内容                    | 回数    | 根拠法令    | 摘要   |
|-----------------|-------------------------|-------|---------|------|
| <b>1 建築物</b>    |                         |       |         |      |
| 1 建物関係          | ウォータースライダー定期点検          | 年1回   | 建築基準法   | 届出義務 |
|                 | 特定膜構造建築物定期点検(R7実施)      | 1回/3年 | 建築基準法   | 届出義務 |
| 2 建具関係          | 重量電動シャッター定期点検 2台        | 年1回   |         |      |
|                 | 自動ドア定期点検 9台             | 年2回   |         |      |
| 3 昇降機関係         | 昇降機保守点検 1台              | 毎月    | 建築基準法   | 届出義務 |
|                 | 昇降機計画修繕                 | 適宜    |         |      |
| 4 環境衛生関係        | 建築物環境衛生管理技術者選任          | 毎月    | ビル管理法   | 届出義務 |
|                 | 衛生害虫防除                  | 年2回   | ビル管理法   | 届出義務 |
|                 | 空気環境測定                  | 年6回   | ビル管理法   | 届出義務 |
|                 | プール室内CO <sub>2</sub> 分析 | 毎月    | 厚生労働省指導 | 届出義務 |
| 5 警備管理関係        | 建屋警備管理                  | 毎月    |         |      |
| 6 洗浄清掃関係        | プール室内定期清掃               | 年1回   |         |      |
|                 | 展望建屋窓ガラス定期清掃            | 年1回   |         |      |
|                 | 絨毯スチーム清掃                | 年2回   |         |      |
| <b>2 プール・浴室</b> |                         |       |         |      |
| 1 循環系統関係        | ポンプ・バルブ類グランドパッキン交換      | 年1回   |         |      |
| 2 殺菌設備関係        | 銀イオンおよび紫外線殺菌装置保守点検      | 年1回   |         |      |
| 3 濾過装置関係        | オゾン浄化装置保守点検             | 年1回   |         |      |
|                 | 濾過装置保守点検                | 年2回   | 厚生労働省指導 |      |
| 4 水質管理関係        | プール水水質検査(レジオネラ属菌)       | 年1回   | 厚生労働省指導 |      |
|                 | プール水水質検査(総トリハロメタン)      | 年1回   | 厚生労働省指導 |      |
|                 | プール水水質検査                | 毎月    | 厚生労働省指導 |      |
|                 | 浴槽水水質検査                 | 年2回   | 公衆浴場法   |      |
|                 | 浴槽水水質検査(レジオネラ属菌)        | 年2回   | 公衆浴場法   |      |
| 5 温泉源泉管理関係      | 温泉源管理業務                 | 年2回   |         |      |
|                 | 源泉関連水質検査                | 年1回   | 公衆浴場法   |      |

|            |                            |       |         |           |
|------------|----------------------------|-------|---------|-----------|
| 6 洗浄清掃関係   | 浴槽循環系統薬品洗浄                 | 年1回   | 厚生労働省指導 |           |
|            | 補給水槽高圧洗浄                   | 年1回   |         |           |
|            | プール男女更衣室床・ゴムマット清掃          | 年1回   |         |           |
|            | プール男女更衣室ロッカー消毒             | 年1回   |         |           |
|            | プール浴室および展望浴室薬品洗浄清掃         | 年1回   |         |           |
|            | 展望風呂男女浴室高圧洗浄清掃(休館日)        | 年12回  |         |           |
| 3 ボイラー設備   |                            |       |         |           |
| 1 本体装置関係   | 蒸気ボイラー制御回路保守点検             | 年2回   |         |           |
|            | 展望風呂用温水器保守点検               | 年2回   |         |           |
|            | スチームサウナ電気ボイラー保守点検          | 年2回   |         |           |
|            | 蒸気ボイラー保守点検                 | 年1回   | 労働安全衛生法 | 法定検査      |
|            | 蒸気ボイラー性能検査手数料              | 年1回   | 労働安全衛生法 | 法定検査      |
| 2 付属装置関係   | 展望温水器用貯湯槽保守点検              | 年1回   |         |           |
|            | ばい煙量測定業務(蒸気ボイラー3缶、温水器2缶)   | 年2回   | 大気汚染防止法 |           |
| 3 循環系統関係   | ポンプ・バルブ類グランドパッキン交換         | 年1回   |         |           |
| 4 空調設備     |                            |       |         |           |
| 1 空調機関係    | 空調機プレフィルタおよびロスナイエレメント清掃    | 年2回   |         |           |
|            | 展望風呂付大広間関係空調機点検清掃整備(4台)    | 年1回   |         | 全12台 4台/年 |
| 2 冷凍機関係    | 冷凍機設備保守点検(H25機器更新)         | 年1回   |         |           |
| 3 水質管理関係   | 冷却塔レジオネラ属菌用薬注装置保守点検(薬品代含む) | 年1回   |         |           |
|            | 冷却水レジオネラ属菌検査               | 年3回   | 厚生労働省指導 |           |
| 5 給排水衛生設備  |                            |       |         |           |
| 1 衛生設備関係   | 男子便器衛生機器保守点検               | 年13回  |         | 1回/4週     |
| 2 水質管理関係   | No.1雑用排水水質検査(大腸菌)          | 年6回   | ビル管理法   |           |
|            | 簡易専用水道水質検査                 | 年2回   | ビル管理法   | 届出義務      |
|            | 簡易専用水道水質書類検査料              | 年1回   | ビル管理法   | 届出義務      |
|            | 汚水槽高圧洗浄清掃                  | 年2回   | ビル管理法   |           |
|            | 簡易用水道貯水槽清掃                 | 年1回   | ビル管理法   | 届出義務      |
| 6 電気設備     |                            |       |         |           |
| 1 動力設備関係   | 自家用電気工作物保守管理               | 毎月    | 電気事業法   |           |
| 7 計装設備     |                            |       |         |           |
| 1 自動制御関係   | 自動制御機器保守点検                 | 年2回   |         |           |
| 8 消防設備関係   |                            |       |         |           |
| 1 消火設備関係   | 消防設備保守点検                   | 年2回   | 消防法     | 法定検査      |
|            | 防火対象物定期点検                  | 年1回   | 消防法     | 法定検査      |
| 2 警報設備関係   | ガス漏れ検知器定期点検(R4実施)          | 1回/5年 |         |           |
| 9 自家発電     |                            |       |         |           |
| 1 自家発電設備   | 自家発電設備保守点検                 | 年2回   | 消防法     | 法定検査      |
| 10 地下タンク設備 |                            |       |         |           |
| 1 地下タンク設備  | 灯油地下タンク気密点検                | 年1回   | 消防法     | 法定検査      |

②雑材・備品・消耗品・修繕費等

A 雑材・備品・薬品類

雑材および備品類の購入

次亜塩素酸ソーダ、各種除去剤(配管詰まり、温泉結晶、ヌメリ取り等)・試薬(残留塩素、軟水硬度)等の購入

B 修繕用消耗品費

修繕に必要な消耗品等の購入

C 修繕費

修繕費

| 項目 |                          |
|----|--------------------------|
| 内訳 | 機械設備修繕                   |
|    | 電気設備修繕                   |
|    | 建築および建築設備(ウォータースライダー等)修繕 |
|    | その他(空調関係)修繕              |

(6) 一般管理費関係

施設運営のために必要な事項を、以下のとおり実施すること。なお、実施にあたっては市と事前に協議して実施することとする。

① 回数券等の作成

| 回数券等の種類 | 内容        | 数量     | 単位 | 備 考            |
|---------|-----------|--------|----|----------------|
| 回数券     | 回数券の作成    | 200    | 冊  | 森林学習館          |
| スコアカード  | スコアカードの作成 | 20,000 | 部  | グラウンド・ゴルフ場 団体用 |

- ② 施設維持管理機器 …… 施設の維持管理に必要な機器をリースし用意すること。  
(下記の市の負担分については指定管理料に含まれる)
- ・車両リース(1台 送迎用バス)
  - ・マイクロバスレンタル(特に利用者の集中する7・8月用に1台増車すること。計2台)
  - ・温浴施設管理システム(施設管理に必要な入退館システムを用意すること)
  - ・システム保守(上記システムの維持管理に関して必要な手段を講じること)
  - ・自動体外式除細動器(AED)1台(設置箇所は別途協議する)
  - ・サーマルカメラ1台(設置箇所は別途協議する)

- ③ 保険関係 …… 必要な保険に加入すること。

(7) 光熱水費等

施設運営で使用した下記光熱水費は、各事業者からの請求に基づき、受託者が遅滞なく支払うこと。

| 項目       | 適用                |
|----------|-------------------|
| 電気料金     | 高圧電力              |
| ガス料金     | プロパンガス(1系統)       |
| 水道料金     | 上水道 75mm、13mm 下水道 |
| 温泉水下水道料金 | 下水道               |
| 燃料費      | 灯油                |
| 電話料金     | 3回線               |

### 3 森林学習館関係

森林学習館(以下「学習館」という。)の管理運営業務の実施にあたっては、秋田市都市公園条例および秋田市都市公園条例施行規則および関係法令を遵守し、実施するものとする。

#### (1) 利用期間、利用時間

利用期間は通年とし、日帰り利用の場合は午前10時から午後9時まで、宿泊利用の場合は午後4時から翌日の午前9時までとする。なお、あらかじめ市長の承認を得て、利用期間および利用時間を変更することができる。

(秋田市都市公園条例施行規則第10条および別表第2)

#### (2) 人件費関係

学習館の営業、維持管理に必要な人員を配置し、以下に定める業務を行う。

- ① フロント業務 …… 受付、案内、忘れ物対応、予約対応、電話対応、検温対応、その他雑務等
- ② 宿直業務 …… 宿直、館内巡回、館内警備等
- ③ 清掃業務 …… 館内清掃、トイレ清掃、浴室清掃、喫煙所清掃、周辺清掃等  
業務はフロント業務に含まれる。
- ④ 施設管理修繕業務 …… 機械設備等の運転・点検・保守管理、水質管理、修繕、施設周辺の除雪等  
業務はクアドーム・展望風呂付大広間に含まれる。
- ⑤ その他 …… その他管理運営に必要となる業務

#### (3) 営業消耗品関係

営業に必要な消耗品、施設の維持管理に必要な消耗品を用意し利用者に提供する。

- ① 清掃関係消耗品類 …… 清掃用具、ワックス、洗剤等
- ② 浴室関係消耗品類 …… 石鹸、シャンプー、ヘアードライヤー、扇風機等
- ③ トイレ関係消耗品類 …… トイレトペーパー等
- ④ リネン関係 …… 布団、タオル、シーツ等
- ⑤ その他施設関係消耗品類 …… 角材、コンパネ、雪ペラ、油脂類等

#### (4) 施設管理関係

学習館の施設の維持管理のために必要な保守点検は、法定点検はもちろん、自主点検も含め、下記回数以上行うこと。  
また、維持管理に必要な機材、薬品、修繕用消耗品等を用意し使用するとともに、協定に基づく修繕を行うなど、適切な施設の維持管理に努めること。

※平成18年8月24日付け建指号外の通知により、秋田市所有の建築物等の定期点検が義務づけられているため、別紙チェックシートにより定期点検を実施すること。



① 保守点検

| 区分       | 業務内容           | 回数  | 根拠法令    | 摘要   |
|----------|----------------|-----|---------|------|
| 1 建築物    |                |     |         |      |
| 1 昇降機関係  | 小荷物専用昇降機保守点検   | 年4回 |         |      |
| 2 警備関係   | 機械警備保守管理       | 毎月  |         |      |
| 3 環境衛生関係 | 衛生害虫防除         | 年2回 |         |      |
| 2 設備関係   |                |     |         |      |
| 1 機械設備関係 | 機械設備等保守管理      | 年2回 |         |      |
| 2 循環設備関係 | 浴槽循環系統薬品洗浄     | 年1回 | 厚生労働省指導 |      |
|          | 浴槽循環系統殺菌装置保守点検 | 年1回 | 公衆浴場法   |      |
| 3 水質管理関係 | 浴槽水水質検査        | 年2回 | 公衆浴場法   |      |
|          | 浴槽レジオネラ属菌検査    | 年2回 | 公衆浴場法   |      |
|          | 源泉関連水質検査       | 年1回 | 公衆浴場法   |      |
| 3 消防設備関係 |                |     |         |      |
| 1 消火設備関係 | 消防設備保守点検       | 年2回 | 消防法     | 届出義務 |

② 雑材・備品・薬品類、修繕用消耗品 ※クアドーム・展望風呂付大広間に含まれる。

維持管理に必要な雑材・備品・薬品類、修繕用消耗品の購入

③ 修繕費

| 項目     |              |
|--------|--------------|
| 内<br>訳 | 機械設備修繕       |
|        | 電気設備修繕       |
|        | 建築および建築設備修繕等 |

(5) 一般管理費関係

学習館運営のために必要な事項を、以下のとおり実施すること。なお、実施にあたっては市と事前に協議して実施することとする。

- ① 施設管理運営機器 …… 施設の運営に必要な機器等をリースし用意すること。  
 ・寝具(29名分)  
 ・自動体外式除細動器(AED)1台(館内に必ず設置すること)  
 ・秋田市公共施設予約システム接続パソコンをリースし用意すること。
- ② 保険関係 …… 必要な保険に加入すること。
- ③ 来館者用娯楽提供 …… 全客室、休憩室にテレビを用意すること。

(6) 光熱水費等

施設運営で使用した下記光熱水費は、各事業者からの請求に基づき、受託者が滞滞なく支払うこと。

| 項目     | 適用           |
|--------|--------------|
| 電気料金   | 低圧電力         |
| ガス料金   | プロパンガス(2系統)  |
| 上下水道料金 | 上水道 50mm 下水道 |
| 燃料費    | 灯油           |
| 電話料金   | 1回線          |

## 4 公園関係

上記クアードームおよび学習館を除く、公園施設の管理運営業務の実施にあたっては、秋田市都市公園条例および秋田市都市公園条例施行規則および関係法令を遵守し、実施するものとする。

### (1) 利用期間、利用時間

各指定有料公園施設の利用期間および利用時間は下表のとおりとする。なお、あらかじめ市長の承認を得て、利用期間および利用時間を変更することができる。(秋田市都市公園条例施行規則第10条および別表第2)

| 施設の名称      | 利用期間            | 利用時間   |
|------------|-----------------|--|
| バンガロー      | 4月15日から10月31日まで | 午後1時から翌日の午前10時まで                             |
| オートキャンプ場   | 4月15日から10月31日まで | 日帰り利用は午前10時から午後4時まで<br>宿泊利用は午後1時から翌日の午前10時まで |
| トレーラーハウス   | 通年              | 日帰り利用は午前10時から午後4時まで<br>宿泊利用は午後1時から翌日の午前10時まで |
| テニスコート     | 4月15日から11月30日まで | 午前9時から午後9時まで(11月は土日祝日のみ)                     |
| グラウンド・ゴルフ場 | 4月15日から11月30日まで | 午前9時から午後5時まで(日没時間に応じ午後4時から午後7時まで)            |

### (2) 人件費関係

施設の維持管理に必要な人員を配置し、以下に定める業務を行う。

- ① 総合案内所業務 …… 受付、案内、忘れ物対応、予約対応、電話対応、施設周辺の除雪、検温対応、その他雑務等
- ② 宿直業務 …… 宿直、園内施設巡回、施設夜間警備等
- ③ トレーラーハウス業務 …… 室内清掃(トイレ・浴室含む)、ウッドデッキ・周辺清掃および除雪
- ④ テニスの森業務 …… 受付、案内、忘れ物対応、予約対応、電話対応、検温対応、その他雑務等
- ⑤ グラウンド・ゴルフ場業務 …… 受付、案内、忘れ物対応、予約対応、電話対応、コース設定変更、検温対応、その他雑務等
- ⑥ その他 …… その他管理運営に必要となる業務

### (3) 消耗品関係

施設の維持管理に必要な消耗品を用意し利用者に提供する。

- ① 清掃関係消耗品類 …… 清掃用具、ワックス、洗剤等
- ② トイレ関係消耗品類 …… トイレトペーパー等
- ③ リネン関係 …… トレーラーハウス布団等
- ④ その他 …… GG、トレーラーハウス関係他

(4) 施設管理関係

緑地・施設の維持管理のために必要な下表の作業内容について実施すること。  
 また、維持管理に必要な機材、薬品、消耗品等を用意し使用するとともに、協定に基づく修繕を行うなど、適切な施設の維持管理に努めること。

※平成18年8月24日付け建指号外の通知により、秋田市所有の建築物等の定期点検が義務づけられているため、別紙チェックシートにより定期点検を実施すること。

① 緑地・施設管理

| 施設  | 項目       | 作業箇所                   | 作業項目   | 数量             | 単位             | 作業回数           | 単位                    | 内容  |  |
|-----|----------|------------------------|--------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|---|--|
| 花公園 | 緑地管理     | 芝生地等                   | 園地巡回清掃 | 34,600         | m <sup>2</sup> | 164            | 回                     | ゴミ、空き缶、吸い殻等回収、春夏秋週5回  |  |
|     |          |                        | 芝刈り    | 31,070         | m <sup>2</sup> | 5              | 回                     | エントランス 芝生の刈高20 <sup>cm</sup> ～30 <sup>cm</sup> に揃える               |  |
|     |          |                        |        | 2,860          | m <sup>2</sup> | 5              | 回                     | センターガーデン  |  |
|     |          |                        |        | 670            | m <sup>2</sup> | 5              | 回                     | センターガーデン 法面   |  |
|     |          |                        | 施肥     | 33,920         | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | 法面を除く 粒状化成肥料  |  |
|     |          |                        | 目土掛け   | 33,920         | m <sup>2</sup> | 1              | 回                     | 不陸箇所の整正共 山砂同等品 法面を除く  |  |
|     |          |                        | 通気     | 33,920         | m <sup>2</sup> | 1              | 回                     | 目土掛前に実施 法面を除く   |  |
|     |          |                        | 人力除草   | 8,660          | m <sup>2</sup> | 1              | 回                     | 法面を除く 全体の1/4程度  |  |
|     |          | 薬剤散布                   | 34,600 | m <sup>2</sup> | 5              | 回              | MCPP、アージラン、ロフラル程度適宜選択 |   |  |
|     |          | シンボル花壇他<br>地被類植栽箇<br>所 | 園地巡回清掃 | 5,230          | m <sup>2</sup> | 164            | 回                     | 地被、低木植栽、花壇、春夏秋週5回   |  |
|     |          |                        |        | 710            | m <sup>2</sup> | 164            | 回                     | センターガーデン 地被、低木植栽、春夏秋週5回   |  |
|     |          |                        | 施肥(元肥) | 526            | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | エントランス 有機肥料ほか   |  |
|     |          |                        | 地拵え    | 526            | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | エントランス  |  |
|     |          |                        | 花壇巡回管理 | 526            | m <sup>2</sup> | 9              | 回                     | エントランス 除草、花殻摘み、枯葉やゴミの除去、植え直し等                                     |  |
|     |          |                        | 追肥     | 5,940          | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | 有機入り肥料等   |  |
|     |          |                        | 灌水     | 526            | m <sup>2</sup> | 9              | 回                     | エントランス 花壇 天候により適宜実施   |  |
|     |          |                        | 草花植え付け | 526            | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | 25株/m <sup>2</sup> 以上植え付け   |  |
|     |          |                        | 水路東側花壇 | 地拵え            | 180            | m <sup>2</sup> | 2                     | 回   |  |
|     |          |                        |        | 地拵え            | 296            | m <sup>2</sup> | 1                     | 回   |  |
|     |          | 施肥(元肥)                 |        | 180            | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | 有機肥料ほか  |  |
|     |          | 施肥(元肥)                 |        | 296            | m <sup>2</sup> | 1              | 回                     | 有機肥料ほか  |  |
|     |          | 草花植え付け                 |        | 180            | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | 25株/m <sup>2</sup> 以上植え付け   |  |
|     |          | 草花植え付け                 |        | 296            | m <sup>2</sup> | 1              | 回                     | 25株/m <sup>2</sup> 以上植え付け   |  |
|     |          | 花壇巡回管理                 |        | 476            | m <sup>2</sup> | 9              | 回                     | エントランス 除草、花殻摘み、枯葉やゴミの除去、植え直し等                                     |  |
|     |          | 花壇追肥                   |        | 180            | m <sup>2</sup> | 2              | 回                     | 有機入り肥料等   |  |
|     |          | 花壇追肥                   |        | 296            | m <sup>2</sup> | 1              | 回                     | 有機入り肥料等   |  |
|     |          | 花壇灌水                   |        | 476            | m <sup>2</sup> | 9              | 回                     | 天候により適宜実施   |  |
|     |          | 樹木管理                   | 樹木剪定   | 40             | 本              | 1              | 回                     | カイズカイブキ等針葉樹 エントランス  |  |
|     | 樹木剪定     |                        | 160    | 本              | 1              | 回              | センターガーデン 高・中木 軽剪定     |   |  |
|     | 樹木剪定     |                        | 75     | m <sup>2</sup> | 1              | 回              | センターガーデン 低木           |   |  |
|     | 薬剤散布     |                        | 44     | 本              | 1              | 回              | 病害虫防除                 |   |  |
|     | 冬囲い      |                        | 2,063  | 本              | 1              | 回              | 枝おり2回巻き 取り外し共         |   |  |
|     | 冬囲い(縄絞り) |                        | 51     | 本              | 1              | 回              | センターガーデン H=3m未満 取り外し共 |   |  |
|     | 緑地管理     | バラ管理<br>(センターガーデン)     | バラ剪定   | 77             | 本              | 1              | 回                     | 夏季剪定  |  |
|     |          |                        | バラ剪定冬季 | 77             | 本              | 1              | 回                     | 冬季剪定  |  |
|     |          |                        | 施肥     | 77             | 本              | 3              | 回                     | 施肥100本当たり、硫酸 5K、過リン酸石灰 5K、硫酸カリ 3K、<br>菜種油かす30K、鶏糞 45K、タンカル 20Kの混合 |  |
|     |          |                        | 薬剤散布   | 77             | 本              | 7              | 回                     | スミフォン、サブロール乳剤等  |  |
|     |          |                        | 摘実     | 77             | 本              | 1              | 回                     | 花後の整枝、花殻取り  |  |
|     |          |                        | 冬囲い    | 65             | 本              | 1              | 回                     | 竹立て絞り、取り外し共   |  |

|   |      |        |                |                |                |          |                                  |  |
|---|------|--------|----------------|----------------|----------------|----------|----------------------------------|--|
| 花公園   | 施設管理 | 建物     | 巡回清掃           | 169            | m <sup>2</sup> | 230      | 回                                | 4/15-11/30 毎日                                |
|   |      | 法面     | 除草             | 1,612          | m <sup>2</sup> | 2        | 回                                |  |
|   |      | 舗装等工作物 | 園地巡回清掃         | 12,800         | m <sup>2</sup> | 164      | 回                                | ゴミ、空き缶、吸い殻等回収、春夏秋週5回                         |
|   |      |        | 人力除草           | 5,070          | m <sup>2</sup> | 2        | 回                                | レンガ舗装、石張り(男鹿石)舗装、玉石敷き箇所                      |
|   |      | 排水施設   | 園路排水側溝清掃       | 1              | 式              | 14       | 回                                | センターガーデン南側園路 竹箒等による清掃 月2回                    |
| その他   | 池    | 巡回清掃   | 760            | m <sup>2</sup> | 32             | 回        | センターガーデン池1 巡回清掃は週1回              |  |
|   |      | 巡回清掃   | 108            | m <sup>2</sup> | 32             | 回        | センターガーデン池2 巡回清掃は週1回              |  |
|   |      | 清掃     | 1              | 式              | 1              | 回        | センターガーデン 重点清掃(春1回)               |  |
|   | 玉石敷  | 巡回清掃   | 65             | m <sup>2</sup> | 164            | 回        | センターガーデン玉石敷 ゴミ、空き缶、吸い殻等回収、春夏秋週5回 |  |
|   | 玉石水路 | 清掃     | 1              | 式              | 7              | 回        | センターガーデン玉石水路 テッキブラシ等による清掃(月1回)   |  |
| グラウンド<br>ゴルフ場   | 緑地管理 | 芝生地等   | 園内巡回清掃         | 28,100         | m <sup>2</sup> | 230      | 回                                | コース巡回、スタートマット、ポスト位置変更共2回/週                   |
|   |      |        | 芝刈り            | 26,600         | m <sup>2</sup> | 14       | 回                                | 芝生の刈高20 <sup>mm</sup> ~30 <sup>mm</sup> に揃える |
|   |      |        | 芝刈り            | 1,500          | m <sup>2</sup> | 5        | 回                                | コース周囲マウンド等                                   |
|   |      |        | 施肥             | 26,600         | m <sup>2</sup> | 5        | 回                                | 粒状化成肥料                                       |
|   |      |        | 通気             | 26,600         | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | 目土掛前に実施                                      |
|   |      |        | 通気             | 26,600         | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | 目土掛前に実施                                      |
|   |      |        | 目土掛け           | 26,600         | m <sup>2</sup> | 2        | 回                                | 不陸箇所の整正共                                     |
|   |      |        | 人力除草           | 7,000          | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | 全体の1/4程度                                     |
|   |      |        | 薬剤散布           | 26,600         | m <sup>2</sup> | 5        | 回                                | MCP、アージラン、ロブラル程度適宜選択                         |
|   |      |        | 灌水             | 26,600         | m <sup>2</sup> | 3        | 回                                | 夏季月1回程度(7月~9月)                               |
|   | 施設管理 | 建物     | 巡回清掃           | 223            | m <sup>2</sup> | 230      | 回                                | 4/15-11/30 毎日                                |
| 舗装等工作物  |      | 園地巡回清掃 | 5,720          | m <sup>2</sup> | 164            | 回        | ゴミ、空き缶、吸い殻等回収処分、春夏秋週5回           |  |
| ピクニック<br>の森、テ<br>ニスの<br>森、新旧<br>オートキャン<br>プ場、ク<br>アドーム周<br>辺、オー<br>パスプラ<br>ザ、駐車<br>場等 | 緑地管理 | 園地     | 園地巡回清掃         | 179,000        | m <sup>2</sup> | 164      | 日                                | ゴミ、空き缶、吸い殻等回収処分、春夏秋週5回                       |
|   |      |        | 除草             | 46,500         | m <sup>2</sup> | 3        | 回                                | 機械ハンドガイドほか                                   |
|   |      |        | 除草             | 18,100         | m <sup>2</sup> | 2        | 回                                | 肩掛け式 広場、沿道                                   |
|   |      |        | 除草             | 18,100         | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | 肩掛け式 法面                                      |
|   |      |        | 除草             | 8,645          | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | スキー場駐車場法面 肩掛け式                               |
|   |      |        | 除草             | 12,000         | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | トレーラー東法面 肩掛け式                                |
|   |      |        | 除草             | 2,800          | m <sup>2</sup> | 2        | 回                                | トレーラー南旧花畑 肩掛け式                               |
|   |      |        | 除草             | 18,200         | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | 花公園北側、多目的広場西側、GG場~新オートキャンプ場北側、クマ対策を考慮した下刈り   |
|   |      |        | 流れ巡回清掃         | 720            | m <sup>2</sup> | 131      | 日                                | せせらぎ:巡回清掃は春夏秋週4回                             |
|   |      |        | 流れ清掃           | 1              | 式              | 2        | 回                                | せせらぎ:2回/年テッキブラシ清掃                            |
|   | 芝刈り  | 30,400 | m <sup>2</sup> | 4              | 回              | 機械ハンドガイド |                                  |  |
|   | 樹木管理 | 樹木植栽域  | 寄植え刈り込み        | 550            | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | 手刈り  |
|   |      |        | 寄植え施肥          | 550            | m <sup>2</sup> | 1        | 回                                | 森1号同等品 土壌、樹木状態に対応                            |
| 中高木施肥   |      |        | 133            | 本              | 1              | 回        | 森1号同等品 土壌、樹木状態に対応                |  |
| 冬囲い   |      |        | 3,705          | 本              | 1              | 回        | 枝おり2回巻き 取り外し共                    |  |

|   |        |               |         |                |                               |                |                                 |                                   |
|---|--------|---------------|---------|----------------|-------------------------------|----------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| ピクニックの森、テニスの森、新旧オートキャンプ場、クアトーム周辺、オーパスプラザ・駐車場等 | 花壇造成管理 | 花壇            | 地拵え     | 1,170          | m <sup>2</sup>                | 2              | 回                               | ピクニックの森駐車場花壇、クアトーム周辺駐車場等          |
|   |        |               | 施肥(元肥)  | 1,170          | m <sup>2</sup>                | 2              | 回                               | 有機質肥料ほか                           |
|   |        |               | 草花植え付け  | 1,170          | m <sup>2</sup>                | 2              | 回                               | 25株/m <sup>2</sup> 以上植え付け         |
|   |        |               | 花壇巡回管理  | 1,170          | m <sup>2</sup>                | 9              | 回                               | 除草、花がら摘み、枯葉やゴミの除去、植え直し等           |
|   |        |               | 花壇追肥    | 1,170          | m <sup>2</sup>                | 2              | 回                               | 有機入り肥料等                           |
|   |        |               | 花壇灌水    | 1,170          | m <sup>2</sup>                | 9              | 回                               | 天候により適宜実施                         |
| 多目的広場   | 施設管理   | 建物            | 巡回清掃    | 2,190          | m <sup>2</sup>                | 210            | 日                               | 4/15-11/24 毎日                     |
|   |        |               | テニスコート  | 人工芝整備          | 4,980                         | m <sup>2</sup> | 1                               | 回                                 |
|   |        | 清掃等           |         | 4,980          | m <sup>2</sup>                | 210            | 日                               | 毎日清掃、1回/月砂補充、適宜プランかけ              |
|   |        | インターロッキング舗装箇所 | 人力除草    | 7,410          | m <sup>2</sup>                | 4              | 回                               |                                   |
|   |        | 園路            | 除草      | 750            | m <sup>2</sup>                | 2              | 回                               | GG～トレーラーハウス                       |
|   |        | 側溝            | 清掃      | 560            | m                             | 2              | 回                               | ピクニックの森、テニスの森、コニファーガーデン(センターガーデン) |
| トレーラーハウス                                      | 四つ目垣補修 |               |         | 153            | m                             | トレーラーハウス区画法肩ほか |                                 |                                   |
| 植物園   | 緑地管理   | 芝生地等          | 園内巡回清掃  | 28,000         | m <sup>2</sup>                | 16             | 回                               | 園内全域(落葉・枝等)、月2回程度                 |
|   |        |               | 除草      | 6,000          | m <sup>2</sup>                | 4              | 回                               | 芝生広場、月1回(6～9月)                    |
|   |        |               | 除草      | 15,000         | m <sup>2</sup>                | 4              | 回                               | 植栽園路脇の芝生等月1回(6～9月)                |
| 人力除草  |        |               | 1,200   | m <sup>2</sup> | 4                             | 回              | 人力植栽部月1回(6～9月)                  |                                   |
| 低木剪定  |        |               | 4,000   | 本              | 1                             | 回              | 低木の剪定                           |                                   |
| 冬囲い   |        |               | 4,000   | 本              | 1                             | 回              | 低木の冬囲い、撤去                       |                                   |
| 高木剪定・枯損枝処理                                    |        |               | 30      | 本              | 1                             | 回              | 園内・山林園路にある樹木の枯損枝の処理。1～3月        |                                   |
| 植栽施肥  |        |               | 4,000   | 本              | 1                             | 回              | 低木の施肥、各種年1回                     |                                   |
| 病害虫防除(薬剤散布)                                   |        |               | 1,300   | m <sup>2</sup> | 6                             | 回              | 蛭対策として植栽園路へスミチオン散布(5～10月)       |                                   |
| 病害虫防除(バーナー)                                   |        |               | 1,300   | m <sup>2</sup> | 6                             | 回              | 蛭対策として植栽園路をバーナーで焼き、雑草も除去(5～10月) |                                   |
| 病害虫防除(石灰散布)                                   | 50     | kg            | 6       | 回              | 蛭対策として山林散策路へ石灰散布1回50kg(5～10月) |                |                                 |                                   |
| 施設管理  | 建物     | トイレ清掃         | 1       | 箇所             | 65                            | 回              | 四阿トイレ清掃、週2回(4～11月)、(金、月)        |                                   |
|   |        | その他(舗装等工作物)   | 側溝清掃    | 450            | m                             | 1              | 回                               | 園内側溝、年1回                          |
|   |        |               | 見回り(清掃) | 65             | 日                             | 1              | 回                               | 四阿付近、ゴミ等随時、園内全域(通年)               |

② 法定点検

| 区分                        | 業務内容                 | 回数  | 根拠法令 | 摘要   |
|---------------------------|----------------------|-----|------|------|
| 1 ピクニックの森およびオーパスプラザ水質管理関係 |                      |     |      |      |
| 1 水質管理関係                  | 簡易専用水道水質検査           | 年1回 | 水道法  | 法定検査 |
| 2 オーパスプラザ消防設備関係           |                      |     |      |      |
| 1 消防設備関係                  | 消防設備保守点検             | 年2回 | 消防法  | 法定検査 |
|                           | 防火対象物定期点検(特定認定により不要) |     |      |      |
| 2 地下タンク設備関係               | 製造所等定期点検             | 年1回 | 消防法  | 法定検査 |
| 3 トレーラーハウス消防設備関係          |                      |     |      |      |
| 1 消防設備関係                  | 消防設備保守点検             | 年2回 | 消防法  | 法定検査 |
| 4 バンガロー消防設備関係             |                      |     |      |      |
| 1 消防設備関係                  | 消防設備保守点検             | 年2回 | 消防法  | 法定検査 |
| 5 植物園水質管理関係               |                      |     |      |      |
| 1 水質管理関係                  | 植物園受水槽清掃および水質検査      | 年1回 | 水道法  | 法定検査 |

③ 公園施設保守関係

| 区分               | 業務内容      | 回数  | 根拠法令 | 摘要     |
|------------------|-----------|-----|------|--------|
| 1 オーバースプラザ建築関係   |           |     |      |        |
| 1 建具関係           | 自動ドア点検 5台 | 年1回 |      | シーズン前  |
| 2 建物関係           | 衛生害虫防除    | 年1回 |      |        |
| 2 オーバースプラザ空調設備関係 |           |     |      |        |
| 1 暖房設備関係         | 暖房機保守点検整備 | 年1回 |      | 7台の内3台 |

④ 修繕に必要な維持管理用資材・消耗品等の購入（園地、GG関係、生垣材料等）

⑤ 修繕費

| 項目 |              |
|----|--------------|
| 内訳 | 公園施設修繕       |
|    | グラウンド・ゴルフ場修繕 |
|    | テニスコート修繕     |
|    | 公園内園路等修繕等    |
|    | その他          |

各施設の保守点検を下記のとおり行うこととする。なお、専門的な技術を要するものであるため、第三者へ委託する場合は、事前に市の承認をとって再委託すること。

|      |   |
|------|---|
| 委託名  | 機械警備  |
| 委託箇所 | 太平山リゾート公園休憩所(オーバースプラザ)、テニスの森休憩棟、ピクニックの森管理棟・休憩棟  |
| 委託概要 | 夜間や休館日の無人時に機械警備を行い、施設の安全確保と適切な保安管理を実施するもの。  |
| 委託内容 | ①防犯警備・・・警備時に侵入者や異常に対して作動し感知するもの。<br>②火災異常警備・・・火災発生時に作動し異常を感知するもの。(装置は単独で感知するもの、もしくは、当該施設の消防用設備を使用のうえ感知するもの)   |
| 委託名  | 消防設備保守管理  |
| 委託箇所 | 太平山リゾート公園休憩所(オーバースプラザ)、トレーラーハウス、バンガロー   |
| 委託概要 | 万一の火災に対して消防設備が確実にその機能を発揮出来るように、消防法および同施行令等の定めにより、保守管理を行うもの。   |
| 委託内容 | ①消防用設備等(特殊消防用設備等)点検・・・消防法第17条の3の3の規定に基づく点検<br>②消防用設備等(特殊消防用設備等)点検・・・消防法第8条の2の2第1項の規定に基づく点検<br>③外観・機能点検・・・消防用設備の適正な配置、損傷の有無など主として外観から判別できる事項や機能においては、外観または簡易な操作により判別できる事項をその種類に応じて、消防法で定める基準に従い確認すること。 |
| 設備概要 | (1)自動火災報知設備 1式、(2)非常用放送設備 1式、(3)防火・防排煙設備 1式、(4)消火器設備 1式、(5)誘導灯・誘導標識設備 1式、(6)屋内消火栓設備 1式、(7)ガス漏れ警報設備 1式   |
| 委託名  | 受水槽保守管理   |
| 委託箇所 | 太平山リゾート公園休憩所(オーバースプラザ)、新オートキャンプ場、植物園  |
| 委託概要 | 水道法に基づき受水槽の適正な保守管理を実施するもの。  |
| 委託内容 | 受水槽清掃1回、水質検査(省略15項目)年2回   |
| 設備概要 | 太平山リゾート公園休憩所(オーバースプラザ) 鋼板製受水槽(2槽式:有効40m <sup>3</sup> )1基<br>新オートキャンプ場 FRP製受水槽(1槽:合計容量 7m <sup>3</sup> )1基<br>植物園 FRP製受水槽(1槽:合計容量 3m <sup>3</sup> )1基  |

|      |   |
|------|---|
| 委託名  | ピクニックの森給水、電気設備保守管理  |
| 委託箇所 | ピクニックの森   |
| 委託概要 | ピクニックの森で使用している給水、電気設備の適切な保守管理を行うもの。   |
| 委託内容 | (1)給水設備   |
| 委託内容 | ①受水槽清掃、②水質検査、③各設備の外観目視点検、④給水ポンプ・付帯設備の点検、⑤制御盤の点検・調整、⑥滅菌装置の点検・調整、⑦薬液補充・残留塩素測定、⑧各給水付帯設備(水栓、便器等)の点検⑨業務期間終了時の受水槽、ポンプ類、水栓、シャワー、衛生機器給水管からの水抜き、凍結防止措置、清掃、⑩排水ポンプ・付帯設備の点検 |
|      | (2)電気設備   |
| 設備概要 | ①電気設備の清掃、②設備の外観目視点検、③付帯設備の目視点検、④制御盤の点検調整、⑤計装機器の動作確認、⑥絶縁抵抗値の測定   |
|      | (1)給水設備   |
| 設備概要 | (1)FRP製受水槽(1槽:合計容量30m <sup>3</sup> )1基、(2)給水ポンプ(3.7kw)2台、(3)給水付帯設備 1式、(4)配管設備 1式、(5)電気設備 1式、(6)滅菌設備 1式、(7)排水ポンプ(2.2kw)2台  |
|      | (2)電気設備   |
| 設備概要 | (1)引込開閉基盤、分電盤、制御盤 1式、(2)炊事場、管理棟、休憩棟、便所棟、バンガローの屋内照明設備 1式、(3)照明灯、園路灯の屋外照明設備 1式  |

#### (5) 一般管理費関係

施設運営のために必要な事項を、以下のとおり実施すること。なお、実施にあたっては市と事前に協議して実施することとする。

- ① 施設管理運営機器 …… 施設の運営に必要な機器等をリースし用意すること。
- ・秋田市公共施設予約システム接続パソコン
  - ・自動体外式除細動器(AED)1台(総合案内所に設置すること)
  - ・グラウンド・ゴルフ場発券機
- ② 保険関係 …… 必要な保険に加入すること。

(6)光熱水費等

施設運営で使用した下記光熱水費等は、各事業者等からの請求に基づき、受託者が遅滞なく支払うこと。

| 項目       | 施設名        | 適用           |
|----------|------------|--------------|
| 電気料金     | 新オートキャンプ場  | 高圧電力         |
|          | トレーラーハウス   |              |
|          | 総合案内所      |              |
|          | グラウンド・ゴルフ場 | 低圧電力         |
|          | テニスの森      |              |
| オートキャンプ場 |            |              |
| ガス料金     | トレーラーハウス   | プロパンガス       |
|          | テニスの森      | プロパンガス(1系統)  |
| 水道料金     | 新オートキャンプ場  | 上水道 50mm 下水道 |
|          | トレーラーハウス   | 上水道 50mm 下水道 |
|          | 総合案内所      | 上水道 50mm 下水道 |
|          | グラウンド・ゴルフ場 | 上水道 40mm 下水道 |
|          | テニスの森      | 上水道 40mm 下水道 |
|          | オートキャンプ場   | 上水道 40mm 下水道 |
| 燃料費      | 総合案内所      | 灯油           |
|          | グラウンド・ゴルフ場 | 灯油           |
| 電話料金     | 総合案内所      | 1回線          |
|          | グラウンド・ゴルフ場 | 1回線          |
|          | テニスの森      | 1回線          |



## 5 共通事項およびスキー場報告他

### (1) 除雪関係

除雪業務の実施にあたっては、秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の管理に関する基本協定書に基づき実施するものとする。

#### ① 除雪方法および除雪区域

機械除雪： リゾート公園駐車場(クアドーム・展望風呂付大広間、森林学習館、総合案内所、スキー場)等  
トレーラーハウス通路、森林学習館連絡路、植物園通路等

人力除雪： クアドーム・展望風呂付大広間エントランス広場および周辺通路等

#### ② 除雪作業

早朝除雪作業は、スキー場駐車場は午前8時まで、その他は、午前9時までに完了することを原則とし、除雪機械による作業は、有資格者を運転業務に従事させること。

### (2) 市の指示に基づき、以下のことについて作成、提出すること。

また、モニタリングについては客観的な評価基準となるよう内容、方法等について市と協議してから実施すること。

(この業務はクアドーム・展望風呂付大広間の総務・販売促進業務に含まれているものとする。)

#### ① 業務計画書、事業報告書、緊急時マニュアル、緊急連絡網等協定書に基づく書類の提出

その他、業務に係わるもので、関係法令に基づく書類

索道事業者に係わるもので、必要となる書類

#### ② 月次報告書

事業報告・業務報告・利用者、利用料報告・施設管理、修繕報告、除雪作業日報、高校生以下無料への対応および報告等

#### ③ 年度報告書

事業報告・業務報告・営業報告・施設管理報告等

#### ④ スキー場営業報告

営業状況・グレンデ状況の報告／毎日、利用者・利用料等の報告／週

#### ⑤ モニタリング

(指定管理者による自己評価を1次評価、1次評価を受け、市が行うものを2次評価とし、その結果を公表するものとする)

市と協定に従い実施し、業務評価、事業報告等に反映させること。

#### ⑥ その他

その他、必要となる事務処理、書類作成をすること。

各施設に係わる関係図書、図面の管理をすること。

### (3) 施設管理において、以下のことについて作成、管理すること。

また、内容、方法等について市と協議してから実施すること。(この業務は森林学習館、リゾート公園関係はクアドーム・展望風呂付大広間の施設保守管理業務に、索道施設関係は索道施設等管理業務に含まれているものとする。)

#### ① 施設管理に必要な管理計画書、点検表、記録表、管理履歴簿等を作成し、点検、記録、保管をすること。

これを、市が求めた場合には速やかに提出すること。

### (4) インボイス制度への対応について

利用料金および自主事業については、徴収した金銭が指定管理者に帰属するため、指定管理者の名称・登録番号によりインボイスを交付する必要があることから、適切に対応すること。